

16歳未満の人の接種について

市では、ワクチン接種を希望する満12歳以上の人を対象に、順次接種を進めています。対象者のうち、16歳未満の人の接種には、いくつかの注意点がありません。



接種できる人

▼接種を希望し、保護者の同意を得た12歳～15歳の人
 ※今年度中に満12歳を迎える対象者には、市から順次接種券を郵送します

保護者の同意

▼12歳～15歳の人が接種を受ける場合は、保護者の同意が必要で、予診票の署名欄に、必ず保護者の氏名を自署してください。署名がなければ、接種は受けられません。

保護者の同伴

▼12歳の小学生が接種を受ける場合は、必ず保護者が同伴してください。同伴がなければ、接種を受けられません。

▼12歳～15歳の中学生等（16歳未満の高校生なども含む）に

についても、保護者の同伴が望ましいですが、同伴無しで接種を受ける場合は、予診票の電話番号欄に、必ず保護者と連絡のつく電話番号を記入してください。

県の大規模接種も利用可能に

モデルナ社製ワクチンの接種対象が「12歳以上」に拡大されたため、12歳～15歳の人にも県の大規模接種を予約できるようにになりました。
 本市はファイザー社製、県の集団接種はモデルナ社製のワクチンを使用しています。必ず、1回目・2回目とも同じ種類のワクチンを接種してください。

今後の接種予定について

9月接種分の新規予約について、8月16日⑧から、左の通り受け付けを再開しています。今後も、ワクチン供給量の目途がつき次第、順次、公表します。

対象者

接種券が交付されている満12歳以上の人

予約対象期間

9月30日⑨まで（個別接種のみ）
 ※予約は原則的に、1回目と2回目（おおむね3週間後）を同時に予約します。ただし、2回目が10月になる場合は、1回目は市で調整しハガキで通知します

※10月以降接種分は、ワクチンの供給状況に応じて順次、実施します。決定次第、市HPや防災行政無線などで、速やかにお知らせします

接種会場

市の指定医療機関（一覧は接種券に同封のチラシを参照）

予約方法

①WEB予約

WEB予約サイト (<https://jum.p.mso.jp/182044/>) から予約
 ※田中病院は、16時～17時に直接、電話で予約（☎56・5353）

②電話予約

市の接種コールセンター ☎64・5654まで電話
 ※電話予約は混雑が予想されます。WEB予約をおすすめします

WEB予約はこちら



▼パソコンは市HPのパナーから



「男女共同参画社会」とは

男女が互いに尊重し合い、家庭、職場、地域、学校などのあらゆる分野で、性別に関わらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会です。

「性別」によって一人ひとりの考え方や行動を決めつけるのではなく、自分自身や互いの気持ちを大切にしましょう。

なぜ男女共同参画が必要ですか

自治会活動の企画や決定の場に女性が少なかったり、男性に社会的な大きな責任がかかることが多かったりと、男女それぞれが性別による不平等感を感じたことはありませんか。

私たちは、無意識にジェンダー※に縛られた発言や行動をしてしまいうことが多くあります。

※ジェンダー 昔からある「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という固定観念や文化によって、いつの間にか作り上げられた性差のこと

家族のあり方や個人の価値観が多様化する現代社会の中で、性別による役割分担にとらわれず、自分らしく生きることができる社会づくりが必要となっています。



私たちにできることは

「女性（男性）はこういうもの（こ）うあるべき」という考え方は、一歩間違えたと自分だけでなく、周りの人たちの行動や生き方を制限し、個性や能力を発揮しづらくしてしまいう可能性があります。

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの少しの心がけや取り組みが大切です。家庭、地域、職場など、それぞれの場所のできることを考え、行動に移しましょう。

第3次おばま男女共同参画プランをつくりました

「みんなで支え合い、誰もがいきいきと活躍できるまち おばま」の実現を目指して、本市での取り組みを計画的に推進するためのプランをつくりました。【計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間】

基本方針 1 みんなが尊重しあう

互いに人権を尊重し合い、多様性を認め合う意識をつくる
 →家庭・地域での慣習の見直し
 →多様性についての理解促進

基本方針 2 みんなが活躍する

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、誰もが個性や能力に応じ活躍できる社会をつくる
 →働く場・地域における女性の活躍推進

基本方針 3 みんなが心豊かに過ごす

地域で支え合い、誰もが健康で安心できる暮らしをつくる
 →ともに思いやる健康づくり
 →高齢者・障がい者の自立生活支援

基本方針 4 みんなで守る

DV（配偶者などからの暴力）の根絶、防災体制の整備など充実した支援体制をつくる
 →人権意識の高揚
 →男女共同参画の視点による避難所の環境整備

基本方針 5 みんなで進める

SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえた男女共同参画社会の実現を目指す
 →地域および事業所における組織・機能強化

計画の詳しい内容は、市公式HP（下のQRコード）を参照してください



毎月1日は「家庭と仕事の両立の日」
 家庭・地域・学校・職場で、誰もが能力を発揮できる社会を目指しましょう！

問い合わせ
 広報・デジタル推進課 ☎ 64・6009